

平成28年度 第8回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月18日（金） 午後2時30分から午後4時15分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（1人）

委員 17番 三原利昭

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第26号 非農地証明願いの審議について

議案第27号 基盤強化法基本構想の見直しに係る意見について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局係長 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
14:30 ~ 16:15 事務局長	<p>ただ今から、平成28年度第8回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は17番委員から欠席の連絡を受けていますが、定足数を満たしておりますので、総会は成立します。</p> <p>それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会から昨日までの会務報告をさせていただきます。</p> <p>10/28 平成28年度農地中間管理事業推進キャラバン</p> <p>11/1～2 奄美地区農業委員会先進地視察研修</p> <p>11/7 知名町担い手育成総合支援協議会総会及び交流会</p> <p>11/11 両町糖業振興会</p> <p>11/14 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しの協議会</p> <p>11/16～17 伊豆諸島・小笠原諸島農業委員等視察研修対応</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、11番本江委員、12番先間委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議題事項1番、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明及び朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>【議案第24号について朗読】</p>

事務局	<p>議案第24号は、贈与1件、売買4件となっています。 3件はあっせん農地となっています。</p> <p>1番1～3は芦清良字大野〇〇番地1,097㎡外2筆の 合計1,797㎡となっています。 あっせんによる売買となっています。</p> <p>2番1は芦清良字上ハサマ〇〇番地2,687㎡です。 あっせんによる売買となっています。</p> <p>3番1～4は芦清良字ヨテヤ〇〇番地1,149㎡外3筆の 合計8,794㎡です。 あっせんによる売買となっています。</p> <p>4番1～10は竿津字阿キ殿〇〇番地2,188㎡外9筆の 合計10,072㎡です。 贈与となっています。</p> <p>5番1～3は上平川字平田〇〇番地1,761㎡外2筆の 合計6,184㎡です。 売買となっています。 3筆とも2人の共有名義となっており、1人分の移転 となっています。 こちらについては、現在 相続登記を進めているので、許可 が出た場合、相続登記完了を持って許可したいと思います。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満 たしております。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補 足説明をお願いいたします。</p>

<p>1 6 番委員</p>	<p>1 番 2 番 3 番説明</p> <p>それでは、番号の1、2、3について、わたしの方で説明します。該当地はこの2月にあっせん申請があつて、17番委員と私が選任されました。概ね長いことかかりました。途中いろいろな弊害がたくさんあつて、それをすべて解除した後でないといふあつせんできないといふことで、期間を要しましたが、とりあえずあつせんリストの中からあつせんが成立いたしました。本人も来られて、納得のうへ協議をしてから帰りました。本日の農業委員会の承認が頂ければ、すぐさま売買契約書の作成に当たるといふふうな段取りとなっております。ちなみに譲渡者の〇〇さんは、芦清良生まれで、15歳から島を離れて自分の農地も知らない状況でした。売買の相手の1番の〇〇さんは、新規就農といふことで、親から農地を譲り受けて意欲のある方です。親から農機具を借りているんだけど、十分農業のできる環境下にあります。2番の〇〇さんは、〇〇さんとは本家が隣接した方です。関係は知人です。農業できる環境にあるかどうかといふ視点で確認をしたんですが、実績もあるし大丈夫であろうといふふうに考えています。3番の〇〇さんは、畜産を主体に30年ほど前から、営農されています。農業に実績のある人ですので、よろしくお願ひします。</p>
<p>1 2 番委員</p>	<p>4 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。機械類も揃っていますし、農作物としては、バレイショを植える予定です。よろしくお願ひします。</p>
<p>1 4 番委員</p>	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんから聞いたところ、譲渡人の実家は、〇〇さんの隣に屋敷が有り、親の時代から引き揚げて島にはいません。共有名義分で、二人の登記だから境界も分からないといふことで、こゝういふ値段になっているようです。譲渡人〇〇さんの母、譲受人〇〇さんからは叔母さんの話では、この土地は処分できなければ国庫に帰属させてもいいといふことで、自分は土地はいらぬといふことでした。〇〇さんが貸してくれといふことで貸しています。〇〇さんとしても、十分な農地であるし、お願ひされて、今回引き受けたといふことでした。現地の方は、2筆はキビ、1筆には、バレイショを植えてありました。農業を阻害する恐れ</p>

	<p>はありません。また、大規模農家で、農業機械も全て揃っていますので、審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がありました。何か質問等はありませんか。 聞きたいことはありますか。</p>
議長	<p>皆さん丁寧に説明されましたので、よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。</p>
16番委員	<p>勉強のため質問ですが、持ち分2分の1ですが、農地台帳には記載できるんですよね。〇〇さんが申請すれば、耕作面積には入るんですよね。</p>
事務局	<p>面積は持ち分2分の1ですが、台帳上は6,184㎡が載るんですが、ただ名義は〇〇さん他1名という形で、追加で作って載せることしかできないかなと思います。</p>
16番委員	<p>ちょっと気になったのは、兄妹2人いてね、一人は長男が立派に農業をしていると、妹は内地におると。その二人がたまたま喧嘩して連絡とれないという状況下にあった時に、長男が耕作している畑を、農地台帳に載せられないという環境にあるみたいだか</p>

	ら、改善する必要があるのではと前から思っていましたので、質問してみました。
事務局	権利がある人については載せています。
議長	よろしいですか。それでは、議題事項2番、議案第25号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第25号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、ご説明をいたします。</p> <p>今月は利用権設定が12件あります。</p> <p>【議案第25号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1 屋子母字ヤイント〇〇番地1,408㎡</p> <p>賃貸借 8年の新規設定となっています。</p> <p>2番1 屋子母字ヤイント〇〇番地2,042㎡ (持ち分過半の同意)</p> <p>賃貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>3番1 屋子母字平俣〇〇番地1,113㎡</p> <p>賃貸借 8年の新規設定となっています。</p> <p>4番1 屋子母字平俣〇〇番地1,492㎡</p> <p>賃貸借 8年の新規設定となっています。</p>

事務局	5番1～3	住吉字大戸〇〇番地2,434㎡外2筆 合計8,504㎡
	賃貸借	5年の再設定となっています。
	6番1	住吉字四文当〇〇番地315㎡
	賃貸借	5年の再設定となっています。
	7番1～5	田皆字名美田〇〇番地4,272㎡外4筆 合計12,072㎡
	賃貸借	10年の新規設定となっています。
	8番1	議事参与の制限のため後で説明
	9番1～2	余多字後窪〇〇番地1,293㎡外1筆 合計2,251㎡
	賃貸借	1年の新規設定となっています。
	10番1	議事参与の制限のため後で説明
11番1	余多字川切〇〇番地2,578㎡	
賃貸借	1年の再設定となっています。	
12番1	黒貫字川城〇〇番地1,449㎡	
使用貸借	5年の再設定となっています。	
	農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。	

議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
3 番委員	<p>1 番 2 番 3 番 4 番説明</p> <p>1 番の〇〇さんと〇〇さんは知人で、前から父親が借りていた畑で、それを、〇〇さんが帰ってきましたので新規就農という形になっています。機械は親父の物を使って、今後揃えるということです。現在、この畑については、バレイショの植え付けをしています。2 番の〇〇さんについては、これも知人です。それについても〇〇さんのからみで、今までやっていたものを、〇〇さんに譲ったという形になります。3 番の貸し人〇〇さんと 4 番の〇〇さんは夫婦で、〇〇さんとは知人であります。今後、本人は新規就農で頑張っていくという意気込みですので、よろしく審議をお願いいたします。</p>
6 番委員	<p>5 番 6 番説明</p> <p>5 番の〇〇さんと〇〇さんとは親子です。〇〇さんは隣人です。以前から借りていた利用権を再設定するという事で、たばこの準備の畑になっています。4 筆ありますが、2 筆になっています。農業に関する取り組みや、周囲の農業を阻害する恐れはありませんので、ご審議のほうをお願いします。</p>
9 番委員	<p>7 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは、親戚でありまして、〇〇さんが〇〇さんに今回貸すということで全筆夏植えをしてありました。〇〇さんはサトウキビと花をしていますけど、機械等は揃っていますので、審議のほうよろしくをお願いいたします。</p>

1 3 番委員	<p>9 番 1 1 番説明</p> <p>9 番の〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、この 2 筆の畑にはバレイショを植えてあります。機械等も揃っていますので、審議をよろしくお願いします。</p> <p>1 1 番の〇〇さんと〇〇さんも知人でありまして、こちらもバレイショを植えてありました。〇〇さんはユリ球根、キビ等をしております。機械等も揃っていますので、審議のほうよろしくお願いします。</p>
1 6 番委員	<p>1 2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義理の弟にあたります。再設定ということですので、〇〇さんは芦清良で一生懸命頑張っています。農業機械も充分あります。また、周囲とも順調で支障もないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局及び地区担当委員からの補足説明に対して、何か聞きたいことはございませんか。</p>
1 5 番委員	<p>期間の 1 年というのは、初めて見るので。 9 番とか、1 1 番の設定。</p>
1 3 番委員	<p>これは、貸し人〇〇さんの希望で、都会から 1 年で帰ってくるということです。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり)</p>

議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有難うございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対しましては許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、8番については、議事参与の制限に当たりますので、8番委員退席をお願いします。</p> <p>(8番委員退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番1 田皆字真加屋〇〇番地2,111㎡</p> <p>賃貸借 3年の再設定となっています。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明に対し、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>8番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは、知人でありまして、〇〇さんはキビとユリの切花をしています。問題はありませんので、審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>

議長	はい、有難うございます。ただ今の原案は許可決定いたします。8番委員入室をお願いします。
議長	<p>それでは、10番については、13番委員が同一世帯のため議事参与の制限に当たりますので、13番委員退席をお願いします。</p> <p>(13番委員退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番1 余多字川切〇〇番地4,343㎡</p> <p>賃貸借 3年の再設定となっています。</p>
議長	はい、それでは補足説明をお願いいたします。
12番委員	〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんはタバコとキビを作っております。農業機械も揃っております。よろしく申し上げます。
議長	<p>それでは、ただ今の事務局及び地区担当委員からの説明に対して、聞きたいことはございませんか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、賛成の方は挙手でお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>

議長	はい、有難うございます。ただ今の原案に対しましては許可決定いたします。 13番委員入室をお願いします。
議長	次に、農地中間管理事業に係る利用権の設定について議題といたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	内容については、農地利用配分計画(案)で説明をしましたが、所有者から、機構への貸し出しになります。 (詳細については、別紙利用権設定調書をご覧ください。)
事務局	67筆の132,500㎡となっております。 機構への貸し出しについて、ご承認をお願いします。
議長	ただ今の件につきましては、聞きたいことはございませんか。 機構への貸し出しですので、承認をしてもよろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	全員賛成ですので、許可決定いたします。
議長	議題事項3番、議案第26号非農地証明願いの審議について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局	<p>【議案26号について朗読】</p> <p>1. 申請人の住所及び氏名 住所 知名町大字瀬利覚〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示 知名町大字知名字モキ〇〇番地 畑 1,064㎡ 知名町大字知名字モキ〇〇番地 畑 472㎡</p> <p>3. 申述書の内容 申請地は高低差のある谷間に位置し、地盤は珊瑚岩で、表土が浅く、一体的な利用が困難で、長年放置された土地であります。</p> <p>8筆が筆界未定ですが、転用の面からみても、農業振興上も問題はない土地です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対し、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
18番委員	<p>この土地は、前から〇〇さんが開けるつもりで、ユンボを入れて準備はしてあったんですが、1103番地は畑と聞いていなくて、原野で開発していると思っていました。非農地で証明が出ています。〇〇さんの土地が問題になるかなど、あとは原野ですので問題はありません。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の、事務局及び地区担当委員からの説明に対して、何かございましたら、お願いします。 質問がありましたら、お願いします。</p>
11番委員	<p>〇〇さんと〇〇さんは話はしたんでしょ。</p>

1 8 番委員	<p>これ見て、何も言ってきてないので、〇〇さんの畑は山にもあるんですよ。2反位の畑は、〇〇さんのままですけど。</p> <p>その話がなっているか、なっていないか聞いたことはないです。</p>
1 1 番委員	<p>〇〇さんが承諾してあればいいんだけど、知らんと言われたら困るし。</p>
1 番委員	<p>4番の畑は使える畑になっている。</p>
1 1 番委員	<p>この写真のとおりです。畑の状態になっていない。</p>
事務局	<p>最初に開けた理由は、筆界未定で有ったので、境界を表示する地石を探すためということであったんですけど、写真を撮りに行った時には、だいぶ掘削されていました。</p>
1 6 番委員	<p>ひっかかるのは、〇〇さんが非農地証明を出して下さいと申請が上がってきたら、私たちは現地を確認して、畑では無いという許可が出せるわけですよ。今は、それを取り囲んでいる〇〇さんから申請が上がってきているんですよ。その理由については、筆界が確定していないと、法律的に重要な言葉が出たわけよ。その、確定していないはずはないわけよ、どこかに土地は存在しているわけよ。その部分をうやむやにしたまま、私たちがゴーサインを出すと、後悔するような問題が発生するよというようなことです。</p>
1 8 番委員	<p>これは、本人が買ってあれば別よ。買って名義変更してなければ別よ。そこが、分からんわけだから。昔の話だから。</p> <p>名義上は変更してないけど、買ってあれば別。</p>

1 番	名義変更してなくて、買ってあるわけか。
1 8 番委員	<p>山の畑も、そうだから。 買ってあるけど、名義変更してない。 申請者から、名義変更してないからと上がってくれば、すんなり許可を出せるけど。</p>
1 番委員	事務局、その件は聞いていないの。
事務局	<p>聞いていません。 土地家屋調査士さんの話では、〇〇さんがユンボを入れたのは、境界の地石を見つけるため、境界を探したみたいなんです。境界と思われるものが出てきたみたいなんですよね。それで、境界を決めてしまうと測量の変化点が多すぎて、膨大な費用がかかるため、非農地で地目変更して合筆しましょうという相談でした。本人に、この部分は農用地区域なので建物を建てるためには、規制がありますよと言ったんですよ。本人は将来的には、農業機械とか建設機械とかを格納する倉庫を建てる予定としていたことでした。そのためには農振除外が必要ですよということまでは、説明しています。</p>
1 6 番委員	<p>おっしゃることは、理解はできます。 自分たちも、永良部の発展のために、原野的な場所が別な理由で付加価値を高めて、土地が有効利用されれば、それに対して反対するわけではないんです。これに関してはね、畑が中に入っている。それが、除外されているのであれば、すみやかに承認しても良いんですよ。4番の〇〇さんの申請は上がっていないし、生存しているか分からない状態の中では、慎重な判断が必要なのかも知れない。その後のことも、考えておくべきだと私は考えます。</p>

18番委員	この三つは畑の要素はない。非農地として、上げておかまわん。けど、16番委員が言ったとおり。
16番	たぶん、守るべき農地ではないと思う。
18番委員	4番は名義上〇〇さんで、〇〇さんが買ってあれば、非農地でもオッケーよ。確認して見れば。
事務局	確認したんですけど、〇〇さん名義の土地につきましても、申請者の〇〇さんが購入してあって、相続登記の関係で名義変更ができていないということです。
1番委員	買ってあれば、先に名義変更してから申請したら、許可が出せるんだけど。名義変更してないものを、許可したらトラブルが起きますよ。
事務局	相続は、〇〇さんにできるんですが、それを、農地であれば農地法の縛りがあります。一番いいのは、〇〇さんの一人に相続登記してもらって、3筆をまとめて非農地証明を出すかですね。地目変更した後に、所有権移転をかけてもらうという形。
18番委員	多分、〇〇さんの名前が残っているということは、買った時点で、名義変更はすでに不能だったと思う。今更、多分余計でなくなっただけ。子孫はいるかどうか分からんけど、不能であったから、あの土地は〇〇さんの名義のまま残して、〇〇さんが活用していたわけよね。今回何らかの目的があって、あそこを一括して、要は筆界も全部整理したいと。そこに畑として、真ん中に〇〇さんの名義の土地があると、それが原野でない以上は、農業

	<p>委員会の許可が必要だと、司法書士の方から言われたんでしょう。だから、申請が私たちの方に出てきたわけですよ。</p> <p>私たちも、受ける側は本当に農業できる畑なのか、その見地から判断すれば事は済むわけですよ。申請の相手方が正当であったか否かはここではぬきにして、その行政書士の方も、その辺をよく知っておって、私たちに許可を願い出ているわけ。許可出しても支障はないと思うけど、現地を確認したところ、畑には見えないというようなことだから、〇〇さんが自分の土地ではないけど、彼の責任において、〇〇さんの名義を一部隅に移動して、その場所まで、証明をしてくれたら、自分たちはできますよ、証明はしますよという答弁はしていいと思う。今、自分たちが承認をしないと、工事そのものも止まると思うよ。自分たちが承認した事で農業委員会が罪に問われることは、まず無い。</p> <p>農地であるか否かの判断を私たちがすれば良い。</p>
14番委員	<p>今、合筆がどうのこうのと言っているんだけど、実際提案されている分は、2筆について否かどうかだよ。認めるか認めないか考えるだけでいいんじゃないの。</p> <p>私としては、2筆について、畑として認められるか、認められないかの判断で良いと思う。</p>
議長	<p>皆さん、2筆に対して非農地判断するかどうか、どう思われますか。</p> <p>〇〇さんからの申請は正しいわけよね。それだけを中心に考えましょうか。農業委員会として。</p>
16番委員	<p>ちなみに、本来の土地の表示の2筆については、地目は畑になっているんだよね。2筆については、地区担当委員が確認して、畑ではありません、守るべき土地ではないというふうに、観察したわけですよ。</p>
18番委員	<p>合筆するということでしょう。そうしたら、〇〇さんの土地は隅に持ってきて置いとかないといけないよね。何かあった時困るわけよ。買ってあると言っているけど、名義変更してないので相手が申し出たら困るわけよ。</p>

事務局	そこまで含めて、審議しないとイケないのか。2筆について証明を出すことで、農業委員会は留めておくのか、あとで合筆するのは本人しだいなので、審議してほしい。
11番委員	要するに今回は、他の7筆は関係ないので、2筆で良いんじゃない。
議長	では、〇〇さんの土地は〇〇さんとの関係であって、農業委員会には関係しないということで、申請の2筆についてのみ審議してほしいと思います。
議長	それでは、申請地について、非農地として許可を出してよろしいですか。（はいの声あり）
議長	非農地判断について、採決をいたします。原案のとおり許可してよろしければ、挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長	ありがとうございます。 原案に対して全員賛成ですので、許可決定いたします。
議長	議題事項4番、議案第27号基盤強化法基本構想の見直しに係る意見について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	総会の前に、農業経営基盤強化法基本構想の見直しに係る概要の説明が農林課担当からありましたが、市町村が基本構想を定めようとしているときは、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。今回、基本構想の見直しにあたり、先ほど農

	<p>林課の〇〇さんから説明をさせて頂きました。見直しに関して農業委員会から意見があるかですね。あれば皆さんの意見を伺います。あるとすれば、どのような意見を出すか、特になければ、無いで良いと思います。</p> <p>数値目標や育成すべき農業の目標についてもお願いします。</p> <p>主な内容</p> <table border="0"> <tr> <td>個別経営体の所得目標額</td> <td>350万円程度</td> </tr> <tr> <td>労働時間の目標</td> <td>2,000時間程度</td> </tr> <tr> <td>認定新規就農者の所得目標</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>労働時間</td> <td>2,000時間</td> </tr> </table>	個別経営体の所得目標額	350万円程度	労働時間の目標	2,000時間程度	認定新規就農者の所得目標	150万円	労働時間	2,000時間
個別経営体の所得目標額	350万円程度								
労働時間の目標	2,000時間程度								
認定新規就農者の所得目標	150万円								
労働時間	2,000時間								
議長	<p>ただ今の、件について皆様から質問等ございませんか。</p> <p>ないですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>								
議長	<p>ないようでしたら、基盤強化法基本構想の見直しに係る意見については、異議なしでよろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>								
議長	<p>基盤強化法基本構想についての意見の決定については、原案について異議なしで承認します。</p>								
議長	<p>報告第10号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>								
事務局	<p>それでは、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をいたします。</p>								

事務局	<p>【報告第10号について朗読】</p> <p>合意解約1件（他者へ贈与）</p> <p>1番1～2 竿津字阿キ殿〇〇番地外1筆 合計3,308㎡</p>
議長	<p>ただ今の件に関しましては、報告されたとおりでよろしいですか。（はいの声あり）</p> <p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>それでは、議題事項6番</p> <p>報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明をいたします。</p> <p>【報告第11号について朗読】</p> <p>相続3件</p> <p>1番1～2 知名字花竹呂〇〇番地外1筆 合計3,431㎡ 〇〇氏から東京都あきるの市〇〇氏へ相続 あっせん希望無し</p> <p>2番1～6 田皆字萬当〇〇番地外5筆 合計8,920㎡ 〇〇氏から沖縄県浦添市〇〇氏へ相続 あっせん希望無し</p> <p>3番1～2 田皆字現手名〇〇番地外1筆 合計2,009㎡ 〇〇氏から知名町田皆〇〇氏へ相続 あっせん希望無し</p>

議長	ただ今の事務局の報告に対して、何か質問等はございませんか。
議長	よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。
議長	それではその他について、事務局をお願いします。
事務局	(1) 農業委員会だよりの件 (2) 農業委員研修会について
事務局	次回総会 平成28年12月19日(月)午後1時30分より
議長	以上で、平成28年度第8回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成28年11月18日

議 長 平 井 久 元

署名委員 本 江 武

署名委員 先 間 政 美